

知事の意見	事業者の見解
(ウ) 飛行場の存在時においても生息環境が確保されるとする根拠	現在と同じような草地環境が回復されることによるもので、生息環境は確保されるものと予測しており、評価書に記載しました。(第6章 6.12)
(6) 小型コウモリ類に係る予測・評価について ア 予測・評価について 小型コウモリ類への影響については、調査結果をより詳細に正確に分かりやすく整理・解析した上で次の事項を明らかにし、それらを考慮して予測・評価すること。	小型コウモリ類に係る予測・評価に当たっては、調査結果を整理・解析した上で、次の事項 ((7)~(シ)) を明らかにし、それらを考慮し、評価書に記載しました。(第6章 6.12)
(7) 事業実施区域内においてコウモリ類が利用しているいくつかの洞窟が消滅することに伴う、生息数・生息密度の変化、移動先における他の生物との関係、食性・行動様式の変化、及びそれらの変化による特定の種への影響 (イ) 小型コウモリ類の個体群及び個体群の維持に必要な個体数・生息面積への影響の程度	事業実施区域周辺の洞窟を利用している小型コウモリ類について、移動の様子や、採餌状況等の生息状況について現地調査により把握、考察した上で、予測・評価を行い、評価書に記載しました。(第6章 6.12)
(ウ) 小型コウモリ類の種ごとの、それぞれの洞窟の価値、利用状況等	それぞれの洞窟の価値、利用状況等について評価書に記載しました。(第6章 6.12)
(エ) 小型コウモリ類が利用している洞窟と改変区域との位置関係や地表面からの深さ、奥行き、深さ及び洞窟内の広さ・形状・湿度・地下水の状況等の環境条件並びに洞窟の入り口付近の樹林の範囲と伐採範囲との位置関係等	事業実施区域周辺の小型コウモリ類が利用している洞窟について、その形状および環境条件を整理し、評価書に記載しました。また、残されるA、D洞窟の入り口付近の樹林は伐採を行わず、現状のまま保全することから、その旨を評価書に記載しました。(第6章 6.12)
(オ) ねぐらの消失に係る予測における個体数の変動、洞窟の許容量等	小型コウモリ類と洞窟の許容量についての知見はありませんが、島内の洞窟調査の実態を基に予測を行い、評価書に記載しました。(第6章 6.12)
(カ) 事業実施区域内の洞窟への他の洞窟からの移動事例	事業実施区域内の洞窟への他の洞窟からの移動の状況について、評価書に記載しました。(第6章 6.12)
(キ) 集団遺伝学的分析に関するサンプル採取の詳細な内容 (ク) 集団遺伝学的分析における、主成分分析の手法の妥当性、変数、個体数等の詳細な情報 (ケ) No. 19とNo. 35-1の洞窟が遺伝学的に隔離されているとする根拠	集団遺伝学的分析について、資料編に記載しました。
(コ) 確認された採餌場所の具体的な状況 (サ) 食性の季節変化、年変化と小型コウモリ類の生態・生息状況等との関係	採餌場所について具体的に記述するとともに、食性の季節変化等については、現地調査結果を踏まえて、評価書に記載しました。(第6章 6.12)
(シ) 事例の引用又は解析による予測の場合は、活用する事例の妥当性	事例の引用に当たっては妥当性を明らかにし、予測、評価に活用し、評価書に記載しました。(第6章 6.12)
イ 騒音・振動による影響について 建設機械の稼働等及び航空機の離発着に伴う騒音・振動による小型コウモリ類への影響の予測においては、可能な限り、洞窟内部へのそれらの騒音・振動の影響の程度についても考慮すること。 その際、小型コウモリ類への航空機騒音による影響については、洞窟の地表面からの深さや奥行き、深さ及び航空機騒音の騒音レベルや周波数分析の結果並びに航空機の運航時間帯と小型コウモリ類の採餌・出産等の活動時間帯との関係を十分に考慮して、より具体的に予測すること。	小型コウモリ類が利用している洞窟を対象とした騒音・振動に関する調査を基に、具体的に予測・評価を行い、評価書に記載しました。(第6章 6.12)
ウ 環境保全措置について (7) 当該事業実施区域内で小型コウモリ類の生息が確認され、残地することとされているA洞窟及びD洞窟については、将来においても小型コウモリ類の生息環境として残される措置を検討すること。	A、D洞窟の洞口周辺の樹林は、事業による改変はありません。また、ゴルフ場の残地は、環境保全措置等の実施のため確保することとしており、餌場および移動経路の創出を図り、生息環境を充実することを考えています。